

■ 物品及び委託（役務の提供）に係る電子契約について

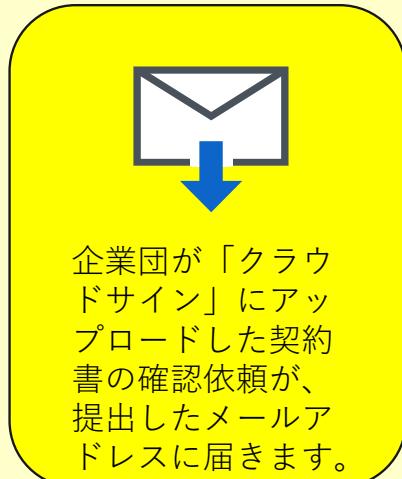
物品及び委託（役務の提供）に係る電子契約の対象範囲については次のとおりです

- | | |
|-------------|------------|
| ・ 物品 | 当初契約及び変更契約 |
| ・ 委託（役務の提供） | 当初契約及び変更契約 |

- 電子契約サービスの利用が可能な案件は、**入札公告や見積依頼等にその旨を記載します。**
- 電子契約を希望しない場合は、従来どおり書面契約も可能です。
- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出がない場合は、書面での契約となります。
- 事業者の方は、クラウドサインからのメールが届いたら契約内容を確認し、**5日以内（企業団の休日を除く。）に同意手続きを行ってください。**

契約締結までの流れ

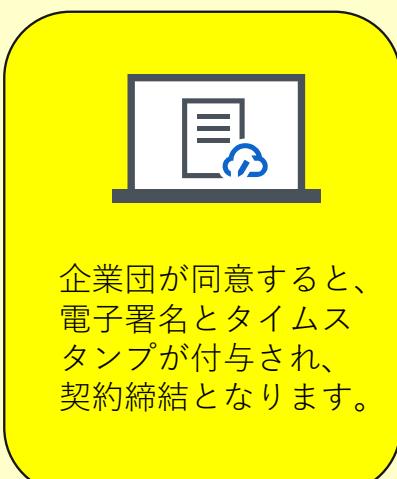
インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能で、システム導入や、アカウント作成などは一切不要です。



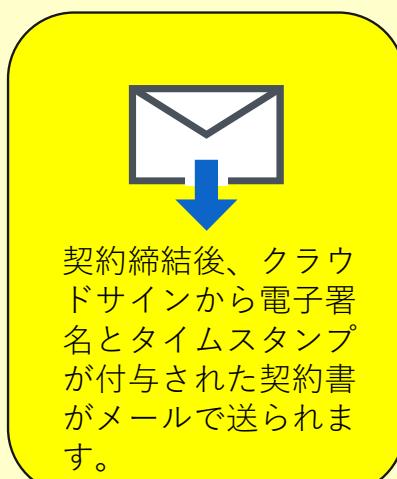
企業団が「クラウドサイン」にアップロードした契約書の確認依頼が、提出したメールアドレスに届きます。



「クラウドサイン」上で契約書の内容を確認し、同意します。



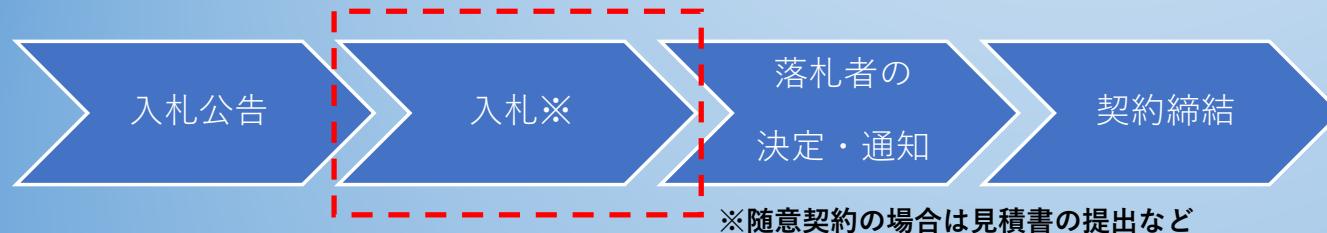
企業団が同意すると、電子署名とタイムスタンプが付与され、契約締結となります。



契約締結後、クラウドサインから電子署名とタイムスタンプが付与された契約書がメールで送られます。

- ▶企業団が契約書をクラウドサイン（電子契約サービス）にアップロードした後、事業者の方にクラウドサインからメールが届きますので、メールに記載された内容に沿って契約書をご確認ください。
- ▶事業者の方は、契約書の記載内容に問題がなければ同意手続を行ってください。
- ▶契約締結後、契約書はクラウドサインからメールで送られますので、任意の場所に保存してください。

電子契約サービスの利用①



◇ 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について①

- ▶ 電子契約サービスを利用した契約を希望する場合、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要です。
- ▶ メールアドレスの連絡は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」により行います。本書によらず、電話やメールで連絡することはできません。
- ▶ 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、入札書提出時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにて提出してください。
- ▶ 電子契約サービスの利用の確認は案件ごとに行いますので、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は案件ごとに提出してください。

第2号様式（第8条関係）
年 月 日

契約担当者 殿
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書
下記案件に係る契約については、電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（業務名、工事名等）

2 契約内容の確認者及びメールアドレス
下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
【担当者】※担当者を複数名設定する場合は横を追加してください。不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス
氏名

【最終確認者】※契約締結者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

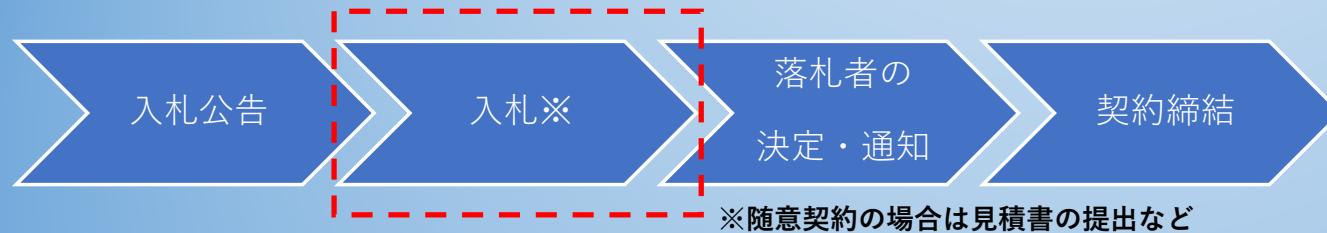
メールアドレス	
氏名	役職

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

【留意事項】
・電子契約を希望する場合は、入札書又は見積書を提出する際に、本書を、電子入札システム又は電子メールにてWord形式のまま提出してください。
・契約締結を円滑に進められるよう、本書は入札書又は見積書提出時のご提出をお願いしておりますが、落札者のもののみ有効として取り扱いますのでご了承ください。

<建設工事請負契約の場合>
建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があつた場合、申出以後の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
①電磁的措置の種類
②コンピュータ・ネットワーク利用の範囲
③電磁的措置の内容、ファイルへの記載の方式
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

Ⅱ 電子契約サービスの利用②



◇ 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について②

▶本書は、企業団のホームページにも様式は掲載しますが、
公告など案件ごとに掲載する予定です。

▶本書には、**担当者及び最終確認者2名の「メールアドレス」「氏名」「役職」を記載してください。**なお、担当者を設けていないなど不在の場合は、最終確認者1名を記載してください。

▶クラウドサインから契約書の確認依頼メールは、**担当者→最終確認者の順に届きます。**

▶メールが届いた後については、「**クラウドサインからのメールが届いた後の操作方法説明資料**」をご確認ください。

第2号様式（第8条関係）
年 月 日

契約担当者 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（業務名、工事名等）

2 契約内容の確認者及びメールアドレス
下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
【担当者】※担当者を複数名設定する場合は複数名を記入してください。不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

【最終確認者】※契約締結者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス	
氏名	役職

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

【留意事項】
・電子契約を希望する場合は、入札書又は見積書を提出する際に、本書を、電子入札システム又は電子メールにてWord形式のまま提出してください。
・契約締結を円滑に進められるよう、本書は入札書又は見積書提出時のご提出をお願いしておりますが、落札者のもののみ有効として取り扱いますのでご了承ください。

<建設工事請負契約の場合>
建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承認するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があつた場合、申出以後の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
①電磁的措置の種類
コンピュータ、ネットワーク利用の措置
②電磁的措置の内容
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子認証書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等